

引越しが決まったら…



～在園児が区内転居・区外転出する場合の手続き～

「家庭状況等変更届」または「退園届・転出後の継続希望届」を提出してください。

【新宿区内で転居する場合】

- 「家庭状況等変更届」とお持ちの「支給認定証」を入園・認定係に提出してください。新住所での「支給認定に係る通知書」、または「支給認定証」を発行します。

【新宿区外に転出する場合】

- 転出月の末日をもって新宿区民としては退園となります。「退園届・転出後の継続希望届」とお持ちの「支給認定証」を提出してください。
- 区外転出後も保育園・子ども園への通園が必要な場合は、下記 A・B のいずれかの手続きをしてください。

A 区外転出後、引き続き現在の保育園・子ども園等に通いたい場合は…

① 「現在の保育施設の継続利用を希望する」にチェック☑してください。

- ◆ 継続通園の可否や支給認定の申請に必要な書類について、転出先の自治体へ確認してください（転出先の自治体が保育の必要性を判断・決定することになります）。
- ◆ 両親いずれも新宿区内に勤め先や通学先がない場合は、継続して新宿区の認可保育園・認定こども園に通園できるのは、原則年度末までとなります。

② 転出後（転入手続き後）、転出月の末日までに転出先の保育担当部署で継続通園の申込みと支給認定の申請をしてください。

- ◆ 転出月の末日までに手続きを行わなかった場合、継続通園できないことがあります。
- ◆ 保育料は転出月の翌月から転出先の自治体が定める金額となります。

B 区外転出後、転園を希望する場合は…

① 「転出先の保育施設の利用を希望する」に☑してください。

- ◆ 「転園は希望するが、転園できるまでは現在の園に通いたい」場合は、上記 A をご覧ください。

② 入園申込みや支給認定の申請に必要な書類を転出先の自治体に確認してください。

- ◆ 転出先の自治体が保育の必要性を判断・決定するため、申込みの締切日や必要な書類を必ず事前に転出先の自治体に確認してください。

③ 転出先の自治体の締切日までに、必要書類を揃えて申込みをしてください。申込手続先は、引越日（転出日）により異なります。

◆ 「引越日（転出日）が入園申込みの“締切日以前”の場合」

⇒新宿区での手続きは不要です。転出後（転入手続き後）、転出先の自治体に直接申込みをしてください。

◆ 「引越日（転出日）が入園申込みの“締切日後”の場合」

⇒新宿区で申込みの受け付けを行い、転出先の自治体へ申込書類を送付します。締切日までに余裕をもって申込みをしてください。転出後（転入手続き後）、転出月の末日までに転出先の保育担当部署で再度入園申込み（引き継ぎ分）をしてください。

⇒新宿区で受け付けた入園申込みは、区外転出した時点で無効となります。必ず転出先の保育担当部署で引き継ぎの入園申込みをしてください。